

甲 第 146 号 議 案

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年9月2日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和32年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

12 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の附則第12項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

平成25年度税制改正による地方税に係る延滞金の割合の見直しに伴い、本条例の延滞金の割合について地方税法の規定との不均衡を生じないように措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 147 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年9月2日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第24条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第24条の6第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第29条の7の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第29条の7の5第1項中「当該年度の前年度において第29条の7の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第29条の7の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

第40条中「3分の1の額」の次に「（当該家屋が同法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業に係る家屋である場合においては、4分の1の額）」を加える。

附則第2条の2を次のように改める。

（延滞金の割合等の特例）

第2条の2 当分の間、第11条、第29条の2第2項、第29条の8第3項、第29条

の12第2項、第32条の9第2項、第50条の2第2項、第76条第5項、第77条の3第2項、第112条第2項（第114条の7において準用する場合を含む。）、第114条第2項（第114条の7において準用する場合を含む。）、第127条の3第2項及び第127条の7第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第30条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第3条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第30条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第3条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第4条第4項及び第4条の2第4項中「第23条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第5条の4中「附則第22条第1項」の次に「、附則第22条の2第1項」を加え、

「附則第23条の2第1項」を「附則第23条第1項」に改め、「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第18条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第24条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第24条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第24条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第20条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第24条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする

る。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第22条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第24条第1項及び第2項並びに第24条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第24条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第24条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第22条第1項」とあるのは「附則第22条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第22条の3から第23条までを削る。

附則第23条の2第2項中「附則第23条の2第1項」を「附則第23条第1項」に改め、同条を附則第23条とする。

附則第23条の3を削る。

附則第23条の4第2項中「附則第23条の4第1項」を「附則第23条の2第1項」

に改め、同条第5項第1号中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に、「附則第23条の4第4項」を「附則第23条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第23条の4第3項」を「附則第23条の2第3項」に改め、同条を附則第23条の2とする。

附則第23条の5を削る。

附則第24条中「附則第41条第11項第1号」を「附則第41条第10項第1号」に改める。

附則第24条の2中「附則第41条第15項」を「附則第41条第14項」に改める。

附則第25条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「法附則第5条の4の2第6項」と、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第25条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同

じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3又は附則第21条の規定を適用する。

附則第20条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第20条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第20条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第21条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第25条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3又は附則第21条の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第24条の6第2項の改正規定並びに附則第2条の2、第3条、第3条の2、第5条の4（「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える部分に限る。）、第20条の2第3項及び第25条の2の改正規定並びに次項並びに附則第4項及び第7項の規定 平成26年1月1日

(2) 附則第5条の3の2及び第25条の改正規定並びに附則第6項の規定 平成27年

1月1日

(3) 第24条第5項の改正規定並びに附則第24条及び第24条の2の改正規定並びに附則第8項の規定 平成28年1月1日

(4) 第29条の7の2第1項及び第29条の7の5第1項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成28年10月1日

(5) 附則第4条第4項, 第4条の2第4項, 第5条の4 (「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える部分を除く。), 第18条及び第22条から第23条の5までの改正規定並びに附則第5項の規定 平成29年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の岡山市市税条例 (以下「新条例」という。) 附則第2条の2の規定は, 延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し, 同日前の期間に対応するものについては, なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

3 新条例第29条の7の2第1項及び第29条の7の5第1項の規定は, 平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等 (以下この項において「公的年金等」という。) に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し, 同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については, なお従前の例による。

4 新条例附則第3条の2の規定は, 平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 平成25年度までの個人の市民税については, なお従前の例による。

5 新条例附則第4条第4項, 第4条の2第4項, 第5条の4 (「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える部分を除く。), 第18条及び第22条から第23条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は, 平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 平成28年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。

6 新条例附則第25条の規定は, 平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 平成26年度までの個人の市民税については, なお従前の例による。

7 新条例附則第25条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

8 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

10 新条例第40条の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新築された家屋に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に新築された家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成25年4月1日前に法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第9条の3第1項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における住宅ローン控除の延長、公的年金からの特別徴収における徴収額の算定方法の見直し、金融所得課税の一体化の拡充、市街地再開発事業に係る家屋に対する固定資産税の減額割合の見直し、延滞金の割合の見直しその他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 148 号 議 案

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 9 月 2 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例（平成20年
市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条の表南区役所の項中「岡山市南区片岡207番地」を「岡山市南区浦安南町49
5番地5」に改める。

附 則

この条例は，平成25年12月24日から施行する。

提案理由

岡山市南区役所を移転するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 149 号 議 案

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 9 月 2 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例（平成20年市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表東区役所上道地域センターの項の次に次のように加える。

南区役所灘崎支所	岡山市南区片岡207番地	南区の区域のうち、次に掲げる区域 植松、奥迫川、片岡、川張、北七区、 宗津、西紅陽台一丁目、西紅陽台二 丁目、西紅陽台三丁目、西高崎、西 七区、迫川、彦崎
----------	--------------	---

附 則

この条例は、平成25年12月24日から施行する。

提案理由

南区役所灘崎支所を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 150 号 議 案

岡山市南区役所駐車場条例の制定について

岡山市南区役所駐車場条例を次のように制定するものとする。

平成25年 9 月 2 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市南区役所駐車場条例

(設置)

第1条 岡山市南区役所を利用する市民の利便に資するため、駐車場を次のとおり設置する。

名 称	位 置
岡山市南区役所駐車場	岡山市南区浦安南町495番地5

(駐車場を使用できる自動車)

第2条 駐車場を使用できる自動車は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車で、積載物を含め、長さ5メートル、幅2メートル以下であること。
- (2) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載していないこと。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載していないこと。
- (4) 駐車場の構造又は設備を汚損し、又はき損するおそれがないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を生じさせないこと。

(使用料)

第3条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が駐車しようとする自動車が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該使用者から使用料を徴収しないものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が行う防疫活動その他の緊急を要する公務を遂行するために使用する自動車
- (3) その他市長が必要と認める自動車

3 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（駐車場の使用の拒否）

第4条 市長は、使用者が第2条の規定に違反して駐車場を使用していると認めるときは、駐車場の使用を拒否することができる。

2 前項の規定により、使用者に損害が生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

（禁止行為）

第5条 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の構造若しくは設備又は駐車中の他の自動車を汚損し、き損し、若しくは滅失し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすこと。

（損害賠償の責任）

第6条 使用者は、故意又は過失により駐車場の構造又は設備を汚損し、き損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減免することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年12月24日から施行する。

別表（第3条関係）

駐車場使用料

単 位	使 用 料
1 台につき	最初の 2 時間まで無料 以後 1 時間につき 1 0 0 円

提案理由

岡山市南区役所に有料駐車場を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 151 号 議 案

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例
の制定について

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例を次のよう
に制定するものとする。

平成25年 9 月 2 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」とい
う。）第6条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以
下「法人」という。）が処分しようとするとき、又は法第44条第1項の規定に基づき、
法人が譲渡し、若しくは担保に供しようとするときに市長の認可を受けなければなら
ない重要な財産を定めるものとする。

(重要な財産)

第2条 法第6条第4項及び第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、予定
価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しよう
とする場合にあっては、その適正な見積価格）が5,000万円以上の不動産（土地につ
いては、1件1万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受
益権とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターが、財産の処分等を行う場合に市長の認可を必要とする重要な財産を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 152 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 9 月 2 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第60条の2」に改める。

第2条第12号中「平成24年市条例第81号」の次に「。以下「指定障害福祉サービ
ス基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改め
る。

第59条中「岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準
等を定める条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に、「同条例」を「指定障害福祉
サービス基準条例」に改める。

第2章第5節中第60条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第60条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（岡山市指定
地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成2
4年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第84条第
1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域におい

て児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第58条（第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第80条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第80条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の

1 から 15 人までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第 88 条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 80 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第 84 条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第 79 条中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。

第 80 条中「第 59 条、第 60 条」を「第 59 条から第 60 条の 2 まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業者が、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを行う基準について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 153 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年9月2日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第97条第1号，第2号及び第4号中「通いサービス又は」を「通いサービス，指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に，「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第111条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス，指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に，「利用者」を「障害者及び障害児」に改め，同条第2号及び第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

附 則

この条例は，平成25年10月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定小規模多機能型居宅介護事業者が，基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを行う基準について定めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 154 号 議 案

岡山市理容師法施行条例及び岡山市美容師法施行条例の一部を改正する条例
の制定について

岡山市理容師法施行条例及び岡山市美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成25年9月2日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市理容師法施行条例及び岡山市美容師法施行条例の一部を改正する条例
(岡山市理容師法施行条例の一部改正)

第1条 岡山市理容師法施行条例(平成12年市条例第26号)の一部を次のように改正
する。

第2条第1項第3号中「第23条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に、「収
容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改める。

(岡山市美容師法施行条例の一部改正)

第2条 岡山市美容師法施行条例(平成12年市条例第27号)の一部を次のように改正
する。

第2条第1項第3号中「第23条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に、「収
容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日又は災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成2
5年法律第54号)附則第1条第1号に規定する日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行による災害救助法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 155 号 議 案

岡山市下水道事業負担金条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市下水道事業負担金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年9月2日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市下水道事業負担金条例の一部を改正する条例

岡山市下水道事業負担金条例（昭和46年市条例第137号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の附則第13項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

平成25年度税制改正による地方税に係る延滞金の割合の見直しに伴い、本条例の延滞金の割合について地方税法の規定との不均衡を生じないように措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 197 号 議 案

岡山市職員等の給与の特例に関する条例の制定について

岡山市職員等の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成25年 9 月 13 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市職員等の給与の特例に関する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の特例)

第1条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号。以下この条において「給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号又は第18条第1項の規定により採用された職員を除く。以下この条において「職員」という。）に対する給料の支給に当たっては、給料月額（給与条例第3条の規定により支給される給料月額、岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年市条例第6号）附則第6項の規定により支給される給料の額、岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年市条例第58号）附則第3項及び第8項の規定により支給される給料の額並びに岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年市条例第63号）附則第7項の規定により支給される給料の額の合計額をいう。以下この条において同じ。）から、当該給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の

右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の3.2
	3級から5級まで	100分の6.2
	6级以上	100分の9.7
教育職給料表（1）	2級以下	100分の3.2
	3级以上	100分の9.7
教育職給料表（2）	2級以下	100分の3.2
	3级以上	100分の6.2
医療職給料表（1）	3級以下	100分の6.2
	4级以上	100分の9.7
医療職給料表（2）	4級以下	100分の3.2
	5級及び6級	100分の6.2
	7级以上	100分の9.7
医療職給料表（3）	4級以下	100分の3.2
	5級	100分の6.2
	6级以上	100分の9.7

2 特例期間においては、給与条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第14条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額から、当該給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

3 特例期間においては、給与条例第17条第1項から第4項までの規定による給与のうち給料の支給に当たっては、第1項の規定にかかわらず、当該給料の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第17条第1項 第1項に定める額

(2) 給与条例第17条第2項 第1項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与条例第17条第3項 第1項に定める額に同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(4) 給与条例第17条第4項 第1項に定める額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）第11条第2項、第12条第3項及び第13条第4項の規定の適用については、これらの規定中「同条例第14条」とあるのは、「岡山市職員等の給与の特例に関する条例（平成25年市条例第 号）第1条第2項」とする。

(岡山市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）第21条の規定の適用については、同条中「同条例第14条」とあるのは、「岡山市職員等の給与の特例に関する条例（平成25年市条例第 号）第1条第2項」とする。

(岡山市職員の修学部分休業に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、岡山市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年市条例第35号）第3条の規定の適用については、同条中「得た額」とあるのは、「得た額から、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間を減じたもので除して得た額に岡山市職員等の給与の特例に関する条例（平成25年市条例第 号）第1条第1項に規定する支給減額率を乗じて得た額を減じた額に相当する額」とする。

(岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成20年市条例第36号）第3条の規定の適用については、同条中「得た額」とあるのは、「得た額から、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間を減じたもので除して得た額に岡山市職員等の給与の特例に関する条例（平成25年市条例第 号）第1条第1項に規定する支給減額率を乗じて

得た額を減じた額に相当する額」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年市条例第10号）第4条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、岡山市職員等の給与の特例に関する条例（平成25年市条例第 号）第1条の規定の適用があるものについては、当該額から同条の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(市長、副市長等の給与に関する条例の特例)

第7条 特例期間においては、市長の給料の支給に当たっては、市長、副市長等の給与に関する条例（昭和26年市条例第11号。以下「市長等の給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、副市長の給料の支給に当たっては、市長等の給与条例第3条第1項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 特例期間においては、常勤の監査委員の給料の支給に当たっては、市長等の給与条例第3条第1項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例の特例)

第8条 特例期間においては、岡山市教育委員会の教育長の給料の支給に当たっては、岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例（昭和27年市条例第56号）第2条第1項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(岡山市水道事業管理者の給与に関する条例の特例)

第9条 特例期間においては、岡山市水道事業管理者の給料の支給に当たっては、岡山市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和41年市条例第64号）第2条第1項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ず

る。

(岡山市病院事業管理者の給与に関する条例の特例)

第10条 特例期間においては、岡山市病院事業管理者の給料の支給に当たっては、岡山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成12年市条例第99号）第2条第1項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(岡山市市場事業管理者の給与に関する条例の特例)

第11条 特例期間においては、岡山市市場事業管理者の給料の支給に当たっては、岡山市市場事業管理者の給与に関する条例（平成13年市条例第65号）第2条第1項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第12条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

提案理由

平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間において、職員等の給与減額支給措置を講ずるため、本条例を制定しようとするものである。